**平成２４年（フ）第５６６号**
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目７番２―207号
債務者　平田富喜子（旧姓鍬取）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５７３号**
兵庫県西宮市小松北町２丁目４番21―310号
債務者　安里宗一郎
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５７４号**
兵庫県西宮市小松北町２丁目４番21―310号
債務者　安里　幸子（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５７５号**
兵庫県尼崎市西難波町５丁目１番11号　ハイムプロミネンス八条通101号
債務者　村山　直子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５７９号**
兵庫県尼崎市東園田町５丁目14番地の３シティハイムパールＩ203
債務者　中川　義文
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３９号**
兵庫県洲本市物部１丁目16番40号
債務者　上原　頼広（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第２１号**
徳島県三好郡東みよし町西庄字尻懸24番地当銀アパート７号、旧住所岡山県岡山市北区野田屋町１丁目４番２号河原ビル201
債務者　市田　俊一
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２４年（フ）第２２号**
徳島県美馬市美馬町字寺ノ下100番地１
債務者　加藤　正純
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２４年（フ）第５７４号**
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地９番401号
債務者　八田　陽介
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６１１号**
北九州市八幡東区西本町２丁目８番20―202号
債務者　安部美代子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６２８号**
北九州市小倉南区南若園町８番８―104号
債務者　村田　　務
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６４３号**
北九州市小倉北区下到津４丁目11番29号、住民票上の住所福岡市東区貝塚団地４番1014号
債務者　疋田　若菜（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６４６号**
北九州市小倉南区高野３丁目９番３号　Ａ棟102
債務者　口石　研司
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６５１号**
北九州市戸畑区境川１丁目７番28号　武谷ハイツ202
債務者　眞鍋ミドリ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３７５号**
大分県別府市富士見町12番７号　ベルフォーレ野田202号
債務者　久吉　晃子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１３５号**
東京都町田市成瀬１―19―30　ノーブルスクエア101、住民票上の住所福島県本宮市本宮字大町64番地１
債務者　原　　眞
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２４年（フ）第９８４号**
名古屋市南区外山１丁目10番31号　エーデルハイム成田206号
債務者　岸田　純二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部